



社会福祉法人
鈴鹿市社会福祉協議会

〒513-0801 鈴鹿市神戸地子町383-1
TEL 059-382-5971 FAX 059-382-7330
<https://www.suzuka-shakyo.or.jp>



社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

『社会福祉協議会』とは 01

社協会員制度・寄付について 02

赤い羽根共同募金 03

高齢者への支援

基幹型地域包括支援センター『にじ』 04

認知症初期集中支援チーム・
認知症地域支援推進員 05

鈴鹿市後見サポートセンターみらい 06
福祉有償運送サービス

鈴鹿日常生活自立支援センター 07

訪問介護事業所『社協』 08
居宅介護支援事業所『社協』

行方不明高齢者等のための安心ネットワーク 12
給食サービス

ふれあいいきいきサロン(高齢者) 14

鈴鹿いきいきボランティア制度 16

生活困窮者への支援

生活困窮者への支援 10・11

障がい者(児)への支援

鈴鹿市後見サポートセンターみらい 06
福祉有償運送サービス

鈴鹿日常生活自立支援センター 07

訪問介護事業所『社協』 08

鈴鹿市障害者生活介護施設『ベルホーム』 09

こども・親子への支援

鈴鹿市第1療育センター・鈴鹿市第2療育センター
(児童発達支援センター) 09

ふれあいいきいきサロン(子育て・当事者) 14

福祉協力校事業 15

地域への支援

生活支援体制整備事業
(生活支援コーディネーター) 13

地区社会福祉協議会(地区社協) 15

ボランティア活動を希望される方へ

鈴鹿市ボランティアセンター 16

鈴鹿いきいきボランティア制度

災害ボランティアセンター 17

その他のご案内・相談について

ふれあい広場鈴鹿 17

ふれあい福祉相談 18

安心賃貸支援事業

車いすの貸出 19

各種機材貸出

社会福祉センターの利用について 20

お問い合わせ先一覧 21

「かりんちゃん」とは 21



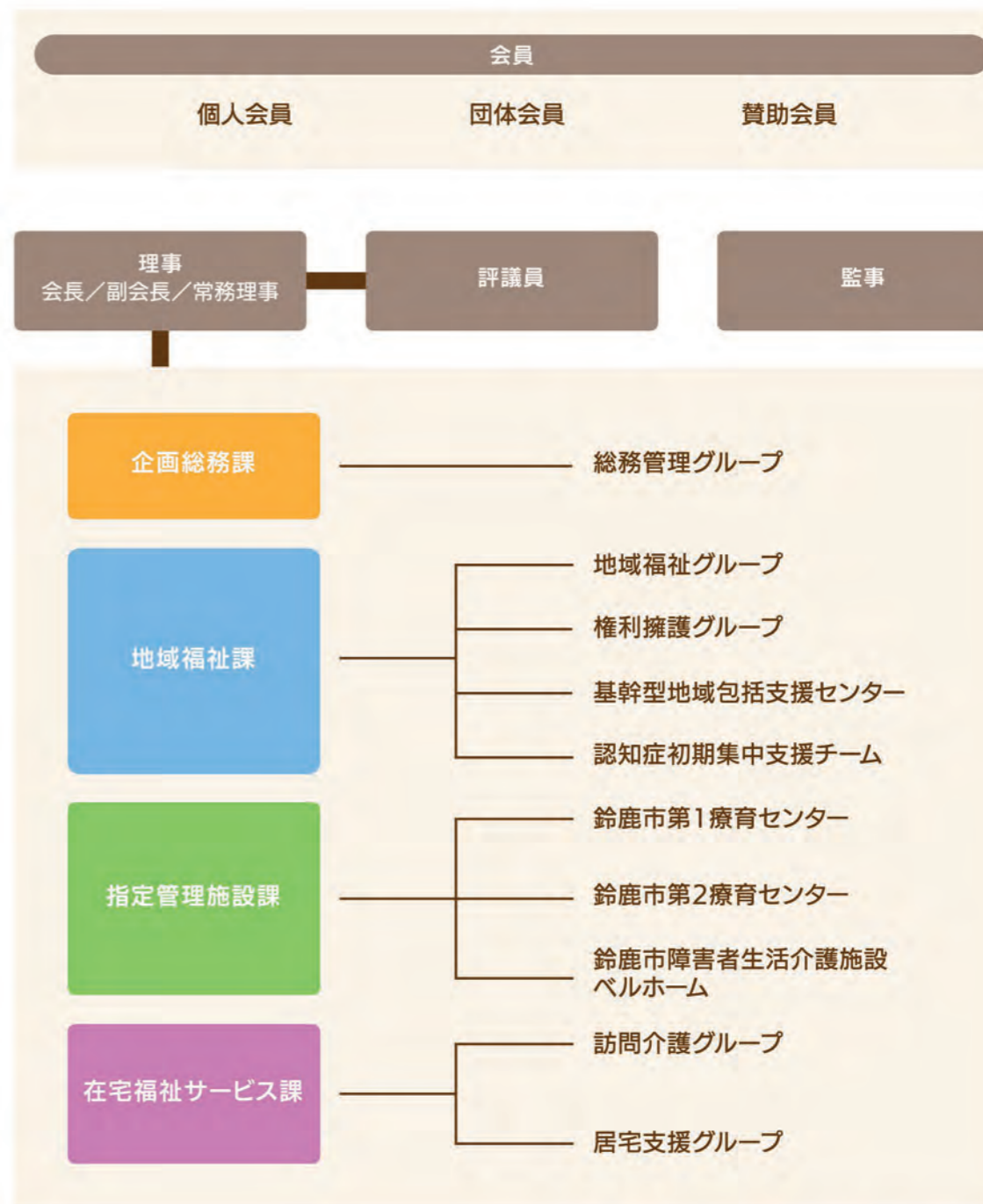
『社会福祉協議会』とは

社会福祉協議会は、通称「社協」と呼ばれており、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるために、地域の皆さまをはじめ、様々な地域の福祉団体のほか、行政や社会福祉事業者などの協力を得ながら共に活動している民間の社会福祉団体です。



組織図

(2021年4月現在)



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971

社協会員制度・寄付について

社協会員制度について

本会では、随時、社協会員(地域福祉を応援していただけるサポーター)を募集しています。
 本会は地域住民に支えられている民間の福祉団体です。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域の皆様とともに地域福祉活動に取り組んでいます。
 鈴鹿市や三重県社会福祉協議会からの補助金や委託金が主たる財源ですが、事業の自主性を高めるためには、特に社協会費や寄付金などの自主財源の確保が重要です。
 ご賛同いただける方は社協会員への加入をお願いいたします。

会員になるには

まずはお電話またはメールでご連絡ください。
 申込用紙を提出していただき、お振込みまたは当会まで手渡しにて会費納入をお願いしています。

会員種別

※年会費金額

- 個人会員** 1口1,000円。個人や世帯にご加入いただく会員です。
- 団体会員** 1口3,000円。福祉施設や団体にご加入いただく会員です。
- 賛助会員** 1口5,000円。法人や企業等にご加入いただく会員です。

一般寄付について

本会では、みなさまにご寄付のお願いをしております。皆様からいただいたご寄付は地域の福祉活動や、困窮者支援、ボランティア活動など様々な福祉活動に活用しております。

募金方法について

《直接持参して寄付いただく場合》

年間を通じて窓口にて受付しております。

《お振込いただく場合》

下記の口座へお願いいたします。

銀行名：三十三銀行 支店名：鈴鹿中央支店 口座番号：(普通)1090639
 名義：社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 会長 亀井 秀樹
 カナ：フク)スズカシヤカイフクシキョウギカイ カイチョウ カメイ ヒデキ
 ※お振込みの際は、お電話またはメールでのご連絡をお願い致します。

《寄付金には税制上の優遇措置があります》

本会への寄付金は所得税法第78条及び法人税法第37条に該当します。
 所得税：所得控除(寄付金控除) ※税額控除は適用不可となります。
 ※控除額などの詳細、法人寄付の場合は、お近くの税務署へお問い合わせください。
 なお、ご寄付いただきました際には領収書を発行いたします。確定申告時にご活用ください。

《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330
 E-mail s.syakyo@suzuka-shakyo.or.jp

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する
 「自分の町をよくするしくみ」です



赤い羽根共同募金は、10月1日～12月31日を募集期間としており、ご協力いただいた募金は、主に“鈴鹿市”のために使われます。鈴鹿市共同募金委員会では、共同募金ボランティア(学校・地区分会・民生委員・市民活動団体など)のとりまとめや募金活動を行っています。

共同募金運動の主体

全国的に行われている共同募金運動ですが、都道府県単位に組織された共同募金会が主体となります。鈴鹿市共同募金委員会は三重県共同募金会に属し、鈴鹿市社会福祉協議会内に事務局があります。

使いみちについて(一例)

みんなが安心して暮らせるように

日々のちょっとした困りごと(傾聴やごみ捨て、散歩の付添など)を支援する、認知症支援ボランティアの養成講座や活動の支援にも使われています。



児童生徒に向けて

ユニバーサルデザインについての出前講座、車いす体験・アイマスク体験等、児童生徒の福祉教育にも使われています。



地域でのつながりのため

子育ての悩みの共有など、身近な地域でおしゃべりなどを楽しむ様々なサロン活動があります。ご近所さんとのつながりをもつことで、緊急時の備えにもなります。



おもいやりプロジェクト

市内の企業、店舗にご協力いただき、商品またはサービスの売り上げの一部が共同募金への寄付となります。集まった募金は、子育て支援や認知症の方の支援、防災活動・災害援助等に使われます。



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330
 E-mail s.syakyo@suzuka-shakyo.or.jp

認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員

認知症総合支援事業とは

認知症総合支援事業とは、認知症本人・家族等を集中的に相談・支援を行う「認知症初期集中支援チーム」、認知症における地域の課題に取り組む「認知症地域支援推進員」の2本柱からなる事業です。

認知症初期集中支援チームとは

専門職が本人・家族などの相談から認知症が疑われる人の自宅を訪問し、適切な医療や介護を受けられるように集中的にサポートをします。認知症と共に、今後も住み慣れた地域で暮らせるようお手伝いをするための認知症専門チームです。

認知症は誰もがなる可能性があります。
一人で抱え込まずにぜひ認知症初期集中支援チームに相談してください！
※鈴鹿市にはほかに3チームあり、相談・対応するチームです。
※当会の基幹型初期集中支援チームは総合調整を行います。

認知症地域支援推進員とは

- 1 認知症についての正しい知識を持ってもらえるように、認知症サポーター養成講座を開催します。
- 2 認知症当事者やその家族にやさしい地域づくりを、認知症の当事者や家族の方、支援者の声を聞き、一緒に考えていきます。
- 3 認知症への理解を深めていただくために、啓発を行います。(Run伴・市民ギャラリー掲示等)



認知症サポーター養成講座



Run伴



認知症支援ボランティア養成講座

みなさんのアイデアをお聞かせください!!

「もしも、自分が認知症になったら。」「こんな鈴鹿市だったら安心だな…。」等アイデアをお聞かせください。



《お問い合わせ》認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員
TEL.059-367-7770 FAX.059-382-7330

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター『にじ』

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター『にじ』とは

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方々の、介護・医療・福祉などのサポートをする総合的な相談窓口です。地域包括支援センターは平成18年に全国設置され、鈴鹿市では日常生活圏域を見直し、増設して再配置となりました。社会福祉協議会内が受託している『基幹型地域包括支援センター』は各地域包括支援センターの体制強化への総合調整等を行う役割です。

いろいろな相談ごと (介護や健康について・権利を守ることに)

- 近所に住むひとり暮らしの高齢者が、最近閉じこもり気味で心配です…
- 体力の低下が感じられるので、介護予防に取り組みたいのですが…
- 振り込め詐欺や悪質な訪問詐欺にあったのですが…
- 近所に虐待されているかもしれない高齢者がいるのですが、どうしたらよいでしょうか…



地域包括支援センター



主任ケアマネジャー 保健師・看護師 社会福祉士

- 《役割》
- ・介護予防ケアマネジメント
 - ・権利擁護
 - ・包括的、継続的ケアマネジメント
 - ・その他情報やサービスの紹介など

主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携を取りながら、チームとして活動しています。また、行政機関・医療機関・介護サービス事業者と連携し、高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えます。

あなたの地域を担当するセンターは?

鈴鹿市では、お住まいの地域によって担当する地域包括支援センターが異なります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

いつまでも健やかに住み慣れた地域で過ごせるようサポートします!!

私たち地域包括支援センターでは専門職員がみなさまの**元気を応援**し、お困りの事に対して**一緒に考えて**いきます。ひとりで抱え込まずにまずはご相談ください。



《お問い合わせ》鈴鹿市基幹型地域包括支援センター TEL.059-382-5233 FAX.059-382-7330

鈴鹿日常生活自立支援センター

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分一人で判断することが難しくお困りの方に対して、安心して日常生活が送れるように金銭管理支援などのお手伝いを、契約を通して行います。

利用対象者

- 高齢や障がいなどにより日常生活上の判断能力が不十分の方
- 契約の内容について判断できる能力がある方
- ただし、本人との契約に基づいてのサービス提供であるため、利用意思と契約内容を理解することができる方

サービス	援助内容	基本料金
福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する助言や、その手続きのお手伝いをします。	1回 1,200円 (1時間程度)
日常的な金銭管理サービス	日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預入れ、各種支払いのお手伝いをします。	
書類等預かりサービス	大切な書類(通帳・年金証書・契約書等)や実印・キャッシュカードなどを金庫にて保管します。	年間3,000円 (250円/月)



こんな心配ごと・悩みごとはありませんか？

- ・福祉サービスを利用してみたいけど、手続きがよくわからない
- ・公共料金の支払いが滞りがちになってしまい、今後はきちんと支払いたい
- ・銀行での払い戻し、預け入れなどの手続きが不安
- ・通帳を何度も紛失してしまうので代わりに預かってほしい



《お問い合わせ》地域福祉課・権利擁護グループ TEL.059-382-7707 FAX.059-382-7330

鈴鹿市後見サポートセンターみらい

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、成年後見制度の利用について支援を行います。



鈴鹿市後見サポートセンターみらいの業務内容

相談

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者からの相談をお受けします。(要予約、無料)

支援

家庭裁判所への申し立て、報告、その他市民の方々の活動のサポートをさせていただきます。

広報・啓発

成年後見制度に関する情報発信、市民向けの講習会や研修会の開催などを通じて、市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。

受任

家庭裁判所の審判に基づき、鈴鹿市社会福祉協議会が法人として、後見活動を行います。(法人後見)

《お問い合わせ》地域福祉課・権利擁護グループ TEL.059-373-5737 FAX.059-382-7330

福祉有償運送サービス

車いすを利用している方や寝たきりの方で、普通自動車や公共交通機関を利用することが難しい方の移動のお手伝いをさせていただきます。

利用日時	平日 午前9時～午後4時まで。
利用料金	初乗り～2kmまで300円。以降1km毎に100円ずつ増額。
利用範囲	鈴鹿市内および隣接市町(津市、四日市市、亀山市、菟野町など)
利用方法	要会員登録。完全予約制。1週間に1回。3回分まで予約可能。
利用目的	特に問いません。



《お問い合わせ》地域福祉課・権利擁護グループ TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

訪問介護事業所『社協』

介護保険事業として、要介護及び要支援の高齢者に対しケアプランに沿った身体介護及び家事援助サービスの提供を行っています。また、障がい者の自立支援に向けたサービスの提供に努めています。さらに、地域生活支援事業として外出支援事業にも積極的に取り組み、障がい者の社会参加の促進に努めています。

訪問介護

- ケアマネジャーが作成するケアプランにより、ホームヘルパーがご自宅へ訪問し、生活援助(買物代行、掃除、洗濯など)や身体介護(オムツ交換、入浴介助、食事介助、通院同行など)の支援を行います。
- 要支援1~2・要介護1~5の方が対象です。

障害訪問介護

- 相談支援員が作成する利用計画書により、ホームヘルパーがご自宅へ訪問し、生活援助(買物代行、掃除、洗濯など)や身体介護(オムツ交換、入浴介助、食事介助、通院同行など)の支援を行います。
- 障害受給者証をお持ちの方が対象です。
- 視覚障がい者の方、移動支援決定通知書をお持ちの方の外出に付き添い、サポートします。



《お問い合わせ》在宅福祉サービス課・訪問介護グループ TEL.059-382-8200 FAX.059-382-8015

居宅介護支援事業所『社協』

事業内容

介護を必要とされる方のご自宅にケアマネジャーが訪問し、心身の状況や生活環境を把握します。いつまでも暮らし慣れたご自宅でお過ごしになれるよう、ご本人・ご家族の希望に沿ってケアプラン(居宅サービス計画書)を作成し、サービスを提供する事業所等との連絡・調整を行います。

ケアプラン
(居宅サービス計画)の作成

ケアマネジャー(介護支援専門員)が、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等に沿ってケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。

サービスの連絡・調整

ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所や、関係機関との連絡・調整等を行います。

《お問い合わせ》在宅福祉サービス課・居宅支援グループ TEL.059-381-1112 FAX.059-382-7330

鈴鹿市第1療育センター・鈴鹿市第2療育センター
(児童発達支援センター)

鈴鹿市第1療育センター・鈴鹿市第2療育センターは、心身の発達が気になる0歳から就学前のお子さんを中心に、個々の発達段階に合わせて遊びや訓練を行うことで、お子さんの成長・発達を促し、日常生活に必要な力を身につけるよう支援することを目的に、鈴鹿市より指定管理を受け、本会が運営しています。

《事業・療育内容》

- 児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援
- 訓練(言語聴覚療法・理学療法・作業療法・発達相談など)
- 指定障害児相談支援事業所/指定特定相談支援事業所(第1療育センター)
- 居宅訪問型児童発達支援(第1療育センター)

お問い合わせ



鈴鹿市第1療育センター

〒513-0809
鈴鹿市西条五丁目118-3
TEL:059-382-3055
FAX:059-382-3065



鈴鹿市第2療育センター

〒513-0028
鈴鹿市岡田町701
TEL:059-389-7015
FAX:059-389-7025

鈴鹿市障害者生活介護施設『ベルホーム』

鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームは、常時介護が必要な障がいのある方に介護等のサービスをはじめ、療育活動や余暇活動の機会を提供することを目的に、鈴鹿市より指定管理を受け、本会が運営しています。

施設概要

- 利用定員 40名
- 対象者 鈴鹿市内にお住まいの18歳以上の方で、障害支援区分3以上の方
- 事業内容 生活介護事業・日中一時支援事業
- 開所時間 平日・祝日 9時00分~16時00分(土日・年末年始は休業)

お問い合わせ



鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホーム

〒510-0237 鈴鹿市江島町3447-5
TEL:059-380-4001 FAX:059-380-4002

生活困窮者への支援

経済的に困窮されている方や、社会的孤立の状態にある方々を支援するために、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本会では、行政機関等と連携しながら、次の取り組みを行っています。

自立支援制度について

鈴鹿市では「生活困窮者自立支援法」に基づき、

自立相談支援事業 困りごとについて一緒に考える

住居確保給付金 家を失った方等への家賃補助

就労準備支援事業 就労に向けたサポート

家計改善支援事業 家計の立て直しのアドバイス

生活困窮世帯の子どもの学習支援 子どもの学習支援

を行っており、本会は自立相談支援事業、家計改善支援事業を受託しています。

生活福祉資金貸付制度について

所得が少ない世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的とした貸付制度です。本会が相談及び申請窓口となり、三重県社会福祉協議会が審査・貸付を行います。

制度の特徴・基準

自立支援機関と連携して支援します

生活を安定させることが目的のため、貸付(=借金)をせずに済む方法がある場合は、他制度などをご案内します。

他制度が優先です

他制度の利用が困難な場合に貸付の申請をしていただきます。

他制度が利用できる場合は、そちらが優先となりますので、お申し込みの際に他制度利用の可否について確認させていただきます。

定住性を確認します

原則、現住所地に6か月以上居住している方が対象となります。

所得基準があります

対象世帯ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合等は、貸付対象にならないことがあります。

償還義務をともなう貸付制度です

貸付制度であり、償還をしていただく義務があります。

貸付金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人および連帯保証人の償還能力なども含めて審査を行います。審査の結果、貸付に至らない場合もあります。



生活福祉資金について

緊急を要する場合に、2万円以内の資金貸付を行うことにより、円滑な社会生活へとつなげることを目的とした本会独自の貸付事業です。ただし、返済能力のある連帯保証人が必要です。なお、定住性や所得額など、一定の基準があります。

食糧支援について

離職や病気など、様々な理由で一時的に食糧が不足している方や、公的制度に繋がらない方などに対し、食糧の提供を行います。食糧品については、地元企業や地域住民の協力、みえ福祉の「わ」創造事業(事務局:三重県社会福祉協議会)が行う食糧提供事業を活用し、行います。

行旅人支援について

行旅途中において、所持金の消費または紛失などにより、行路に要する費用に困窮している方に対し、事情を確認したうえで500円の貸付を行います。なお、手続きは本会事務局のほか、市役所や各地区市民センターでも行っています。

ホームレス自立支援事業について

ホームレス状態にある方と面談を行い、抱えている課題を整理し、自立を促します。



お困りごとがございましたら、下記までご相談ください!!

《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

行方不明高齢者等のための安心ネットワーク

安心ネットワークとは

行方不明になった高齢者等の家族が鈴鹿警察署に「搜索願」を提出した際に、行方不明者の個人情報の開示に同意をいただければ、鈴鹿市社会福祉協議会からその情報を民間事業者等に一齐にFAXを送信したり、鈴鹿市からメルモニ登録者に情報配信するなどして、可能な範囲で搜索に協力していただくものです。

ご家族が行方不明になられたら

※事前登録は不要です。

搜索願の提出

ご家族の方や関係者の方が鈴鹿警察署に「搜索願」を提出します。または、お近くの交番に直接お越しいただき、行方不明の旨を申し出てください。



「安心ネットワーク」申請書の記入

警察署にて、「活動申込書」および「活動依頼書」に行方不明になられた方の情報を記入していただきます。



情報の配信

協力事業所に一齐にFAXを送信し、ご本人に関する情報を募ります。また、メルモニメールを通じて、メルモニ登録者に情報配信します。



※メルモニ：鈴鹿市で配信されているメール配信サービス

《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

給食サービス

市内にお住まいの一人暮らし高齢者、もしくは地区で見守りが必要な方に対し、月1回程度の配食を通して、地域での孤立を無くすことを目的としています。各地区社会福祉協議会を主体に実施されており、民生委員児童委員、地域ボランティアの協力のもと、ご自宅へお弁当をお届けしております。

対象者

70歳以上の一人暮らし高齢者で本サービスを希望される方。ただし上記に該当しない方でも、地域で関わりが必要な高齢者については、各地区の判断により対象となります。

費用

1食あたり200円

申請方法

お住まいの地区担当の民生委員児童委員を通してお申込みください。※実施されていない地区もあります。



《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター)

生活支援体制整備事業とは

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を見据え、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような仕組みが必要になります。また、高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、医療や介護サービス以外の日常的な生活支援を必要とする方も増加しており、お互いに支え合えるような地域づくりが重要となります。

地域のみなさんがお互いに支え合う活動をすすめています!

地域の支えあい活動 (住民参加型在宅福祉サービス)

地域住民が主体的に行う有償ボランティア活動で、「みんなでお互いに助け合っていこう」という趣旨で実施されています。サービスは低額の利用料でまかなわれ、話し相手、ゴミ捨て、庭木の剪定、障子張替えなどの家事援助、病院付添、外出支援など様々なサービスを提供しています。



庭木伐採作業の様子

ふれあいいいききサロン

地域の身近な場所で、主に65歳以上の高齢者に集いの場所を提供し、孤立や閉じこもりの解消並びに介護予防の促進を図ること、いつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動です。お近くの活動場所や内容については下記までお問い合わせください。 ※14ページ「ふれあいいいききサロン」参照



助け合いマップの作成 (平常用・災害用)

災害時に避難支援が必要な方と支援できる方を視覚化できる「災害時助け合いマップ」、そして平時より見守りが必要な方と、見守りに協力できる地域住民の方を視覚化する「見守りマップ」の作成が広がっています。民生児童委員のみならず、福祉活動に協力できる方を増やすきっかけにもなります。

上記以外にも、それぞれの地域課題に応じて生活支援コーディネーターがお手伝いさせていただきます。ご相談ください!

こちらからも確認できます



《ホームページはこちら》 https://www.suzuka-shakyo.or.jp/life_support/

《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

ふれあいいきいきサロン(子育て・当事者)

地域のつながりを作り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、交流をする場として、鈴鹿市にはいくつかサロンがあります。



ふれあいサロンは、赤い羽根共同募金の助成を受けて活動しています。

ふれあい子育てサロン	子育て中の親子を対象
子育て当事者サロン	子育て中の親子を対象
ふれあい交流サロン	障がい児(者)、幼児から高齢者まで世代を超えた交流

活動内容については、サロンによって様々で、支援者(自治会、民生委員、ボランティアなど)と支援の対象である参加者が、みんなで話し合いながら正しく活動しています。サロンや助成に関する事など、詳しくは下記までお問合せください。



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

ふれあいいきいきサロン(高齢者)

主に65歳以上の高齢者に対して、地域の身近な場所で集いの場所を提供し、孤立や閉じこもりの解消並びに、介護予防の促進を図ること、そしていつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動です。外出の機会が少なくなりがちな高齢者が、茶話会、健康体操、レクリエーション、おしゃべり等を楽しむ場を通じて、地域の皆さんと交流を深めることで、住み慣れた地域の中で支え合い、安心して楽しく暮らしていけたらと考えています。

サロンは、地域の皆さんが自発的・自主的に運営しており、活動場所や内容、日時等もサロンにより異なります。詳しくは、下記までお問合せください。



《お問い合わせ》地域福祉課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

福祉協力校事業

福祉協力校事業では、児童・生徒を対象として、ボランティア活動や日常の身近な福祉活動を進める中で、福祉への理解と関心を高めることを目的としています。鈴鹿市では、小学校30校、中学校11校、高校6校、特別支援学校1校の市内すべての学校が、福祉協力校に指定され、活動しています。

福祉協力校の活動について

児童・生徒は、以下のような活動を通して、社会福祉の理解やその知識を高めています。

- 地域の組織や団体・住民と協力し、地域の福祉活動に参加
- 福祉施設の訪問や、地域の高齢者を運動会に招待するなどの交流事業
- ひとり暮らしの高齢者、障がい児(者)との交流事業
- 共同募金活動など、様々な社会福祉活動に参加



福祉協力校では、総合学習や人権集会、また福祉委員会やボランティアクラブ等の活動時間を利用し、様々な福祉に関する学習に取り組んでいます。

《お問い合わせ》地域福祉課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

地区社会福祉協議会(地区社協)

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、市内に地区社会福祉協議会が設置され、本会と連携して活動を行っています。

構成員

民生委員児童委員協議会、自治会、老人クラブ、地域ボランティアグループ社会福祉施設、学校・PTA関係者、学識経験者など

活動内容(一例)

- 地域福祉活動** 一人暮らし高齢者などを対象とした見守り活動などを実施しています。
- 地域交流活動** 高齢者や障がい者、児童、その他住民の交流を目的としたサロンを開催しています
- 広報・啓発活動** 広報紙の発行、福祉講演会などの開催を通じて、福祉への理解をすすめています。
- 関係団体による福祉活動協力** 赤い羽根共同募金運動への協力のほか、福祉施設や学校、その他地域行事に対して協力しています。

地区社協のこれから

市内で活動地域づくり協議会(まちづくり協議会)の立ち上げが進み、その活動が広がるなかで、地区社会福祉協議会もこれらの団体と協力・連携し、地域の福祉活動を行っていきます。

《お問い合わせ》地域福祉課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

鈴鹿市ボランティアセンター

当ボランティアセンターでは、「ボランティア活動をしたい人」と「ボランティアをお願いしたい人」の想いをつなげるお手伝いをします。またボランティアの育成、支援にも力をいれております。活動をさせていただくにあたって、当センターへの登録が必要になりますので、お気軽にお問合せください。

ボランティア保険

センターでは、随時ボランティア保険の受付を行っています。ボランティア活動をされるかたは、保険の加入をお願いします。

ボランティア活動保険(個人・団体向け)

「傷害保険」と「賠償責任保険」をセットにしたもので、年度単位での加入になります。

ボランティア行事保険(団体向け)

活動保険と内容は同じですが、「行事・イベント」ごとの加入になります。



ボランティアスクール、福祉講座について

災害ボランティアコーディネーター養成講座、手話講座、認知症支援ボランティア養成講座、音訳講座、精神保健福祉講座、要約筆記体験講座、点訳講座など
※開催時期・状況につきましては当センターにお問合わせください。

その他にこんなことも行っています!!

- 「鈴鹿市ボランティアセンター通信」の発行(毎月)
 - ボランティア・市民活動団体の紹介、助成金支援
 - 収集ボランティア事業(古切手、ベルマーク、プルタブなどを集めています。)
- HPでも情報公開しています!! 《ホームページはこちら》<https://www.suzuka-shakyo.or.jp/volunteer/>

《お問い合わせ》地域福祉課 ボランティアセンター TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

鈴鹿いきいきボランティア制度

ボランティア活動を行って、ポイントを貯めましょう

高齢者の介護予防事業の一環として、ボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、いきいきとした暮らしにつなげるものです。登録施設でボランティア活動1時間ごとに1スタンプを押印し、実績に応じて年間50ポイント、5,000円を上限として交付金を受け取ることができます。

申し込みができる方

- ①市内居住の介護保険第1号被保険者(65歳以上)の方
 - ②介護保険料の未納・滞納がない方
 - ③介護認定を受けていない方
- ※登録の際にはボランティア保険に加入していただきます(登録者負担)

《お問い合わせ》地域福祉課 ボランティアセンター TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

申し込み方法

ボランティアセンターの窓口でお申し込みください。

災害ボランティアセンター

もしも「災害」が起こった時のために

地震や台風などによる災害が発生し、市内に被害が生じた時、本会に災害ボランティアセンターを立ち上げ、市内外からのボランティアを受け入れ、災害ボランティア活動のコーディネートを行います。災害による被災者、地域のための応急対策を円滑に進行するとともに、一日も早い復旧・復興を目指して地域の再生を進めるため、各関係機関と連携しながら、ボランティアによる救援活動を効果的・効率的に展開することを目的としております。

災害ボランティアセンターの主な役割

- 被災されたかたの困りごと(ニーズ)の相談窓口
- ボランティア活動を希望されるかたの受付窓口
- さまざまな困りごと(ニーズ)に対して、ボランティアコーディネートの実施



平常時より、災害に備えた活動を行っています

災害ボランティアセンター 連絡会(年2回)

行政・各関係機関との情報共有の場

災害ボランティアセンター設置・ 運営訓練(年1回)

災害発生時にボランティアセンターが役割を遂行できるよう、運営方法の確認を行います。

災害ボランティアコーディネーター 養成講座の開催

災害ボランティアセンターの運営をサポートしていただく「災害ボランティアコーディネーター」を養成する講座を行っています。



訓練には、たくさんの方にご協力いただき、センター運営業務の他にも、ボランティア模擬活動、炊き出し、おもてなしカフェなど、実際の災害ボランティアセンター業務を想定して行っています!

《お問い合わせ》地域福祉課 ボランティアセンター TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

ふれあい広場鈴鹿

年に一度の「ふくしのおまつり」

ふれあい広場鈴鹿は、子どもさんから高齢の方、障がいをお持ちの方まで、幅広くお互いの交流を深め、「あたたかいふれあいの輪」を広げることを目的に、ふれあい広場実行委員会(事務局:本会)が中心となり、30年以上にわたって開催しています。近年では、参加者が延べ5,000人を超える、大盛況のイベントとなっています。※毎月10月初旬~中旬ごろ開催



《お問い合わせ》地域福祉課 ボランティアセンター TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

ふれあい福祉相談

ふれあい福祉相談では、専門家による法律相談や健康相談を無料で受け付けております。
また、専門職の相談以外にも保護司や民生委員による心配ごと相談や、社会福祉協議会職員による福祉や高齢者介護に関する相談も承っております。

法律相談	弁護士、元公証人による遺言・離婚・契約 (金銭・賃貸などの法律相談)
司法書士相談	司法書士による(不動産・登記等)に関する相談
高齢者健康相談	保健師による高齢者への健康相談
心配ごと相談	保護司・民生委員による相談
福祉相談	福祉に関することについて

※詳細は、当会ホームページ、もしくは広報『社協すずか』をご確認ください。



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

車いすの貸出

鈴鹿市内に在住の方で一時的に車いすが必要な方に無料貸出を行っています。

- ・申請者が市外の方でも家族が市内在住で、一時的に車いすを必要とされる方については対象です。
- ・介護保険の認定を受け、車いす貸与給付対象の方については原則として貸出は行っていません。

利用期間	使用する最低限度の日数(最長1か月)
利用料	無料
申請方法	来館し、申請用紙にご記入いただきます。 本人確認書類(運転免許証・保険証等)をお持ちください。 なお、車いすの数には限りがありますので、 まずはお電話にてお問い合わせください。



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

安心賃貸支援事業

当会は、三重県居住支援連絡会に加入しており、自力で適切な水準の住宅を確保することが難しい方々(高齢者・障がい者・子育て世代・外国人など)の、民間賃貸住宅入居についての相談を、受け付けています。

入居相談を聞き取り、協力不動産仲介業者へ情報提供するかたちで、入居可能な物件探しを支援します。また、毎年秋頃に、三重県・鈴鹿市・鈴鹿市社会福祉協議会・協力不動産仲介業者が共同で、三重県居住支援連絡会民間賃貸住宅相談会を開催しています。



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

各種機材貸出

鈴鹿市社会福祉協議会では、社協会員やサロン団体の皆様へ各種機材の貸出を行っています。
お子様から高齢の方まで皆さんが楽しめる機材をご用意しています。
ぜひレクリエーション等にてご活用ください。ご予約はお電話もしくは窓口にて承ります。

貸出機材一例



ポップコーン機



友・遊ボーリング



マグネットオセロ



サンタ衣装

※イラストはイメージです。詳しくはお問い合わせください。

これらの機材は、みなさんにご協力いただきました赤い羽根共同募金の配分金を活用しています。

《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

社会福祉センターの利用について

社会福祉センターでは、下記の通り、貸館・福祉バスの運行を行っております。

センター貸館

本会に登録(社協会員を含む)のある福祉団体やボランティアグループなどは無料でご利用できます。また、未登録の団体や企業については、利用料を支払うことで利用できますが、内容によりお断りする場合がございます。詳細はお問い合わせください。

福祉バス

本会に登録(社協会員を含む)のある福祉団体やサロン団体等は無料で利用できます。運行時間は原則平日の8時30分～17時15分までとなり、土日祝及び福祉センター休館日はご利用いただけません。

また、運行範囲は県内及び隣接県(京都を除く概ね200km以内)のみとなります。その他、利用回数等の規定がございますので、詳細はお問い合わせください。



貸館及び福祉バスの予約方法

- 事前に電話または窓口にて空き状況をご確認ください
- 予約は3か月先まで可能です(例:4月時点での予約は7月末まで可能)
- 毎月1日(休館の場合は次の開館日)の午前10時より、3か月先の予約抽選会を行います。抽選日当日に3か月先の予約を電話でされる場合は午後1時から受付となります。
※予約は窓口での受付優先となりますので、ご注意ください。

娯楽室・お風呂

市内在住の概ね60歳以上の方や障がいのある方に無料でお使いいただけます。
※現在コロナ対策のため娯楽室・お風呂の使用を休止しております。

利用時間

- ・娯楽室…午前9時～午後4時 ・風呂…午前11時～午後3時
- ※それぞれ、平日のみとなります。土日祝、年末年始は開放していませんのでご注意ください。

利用方法

初回ご利用時に利用証を発行させていただきます。手続きがございますので、身分証をご提示いただきます。なお、利用の際は氏名、入出時間を受付簿に記入いただきます。



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

問い合わせ先一覧

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

〈公式ホームページ〉
https://www.suzuka-shakyo.or.jp

〈Facebook〉
https://www.facebook.com/suzukashi.shakyo

〈Twitter〉
https://twitter.com/suzu_ka_rin

〈Instagram〉
https://www.instagram.com/suzuka_karin



公式ホームページ



Facebook



Twitter



Instagram



企画総務課

TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

地域福祉課

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター TEL.059-382-5233 FAX.059-382-7330
 認知症初期集中支援チーム TEL.059-367-7770 FAX.059-382-7330
 鈴鹿市後見サポートセンターみらい TEL.059-373-5737 FAX.059-382-7330
 鈴鹿市日常生活自立支援センター TEL.059-382-7707 FAX.059-382-7330
 鈴鹿市ボランティアセンター TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

在宅福祉サービス課

訪問介護事業所「社協」 TEL.059-382-8200 FAX.059-382-8015
 居宅介護支援事業所「社協」 TEL.059-381-1112 FAX.059-382-7330

指定管理施設課

鈴鹿市第1療育センター TEL.059-382-3055 FAX.059-382-3065
 鈴鹿市第2療育センター TEL.059-389-7015 FAX.059-389-7025
 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホーム TEL.059-380-4001 FAX.059-380-4002

鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター かりんちゃん

平成24年10月13日の「ふれあい広場鈴鹿」ではじめてみんなの前にすがたをあらわしました。鈴鹿の町でたくさんの人に愛されるキャラクターになれるようにがんばります。たくさんの方の夢が詰まったかりんちゃんを末長く可愛がってあげて下さいね。

かりんちゃんの名前

かりんちゃんという名前は、実は鈴鹿からきているのです！
 鹿(か)に鈴(りん)でかりんなんです。アタマにはシカの角、おしりには鈴があって、しっかり鈴鹿をアピールしているんです！うれしいときには、おしりをフリフリして、鈴を鳴らしてくれますよ。

お気に入りの名前だからみんなに覚えてもらいたいなよ

